

特 集

あらためて核兵器禁止条約発効の意義を 考える

明治学院大学国際平和研究所 所長 高 原 孝 生

はじめに、玉井先生から紹介のありました問題のうち、「核兵器をめぐる世界の分裂が深まり、議論の収斂が困難になりつつある」という認識について、一言します。そうした認識は、「だから核兵器禁止条約は困る」という結論に結びつきがちですが、そうとのみとらえるなら、ミスリーディングだと指摘しておきたいと思います。

「核兵器をめぐる分裂」と言うのなら、いまだに核を大事に保有している国、核に守られようとしている国々と、核は危ない、早くなくしてくれ、と言って国々との間には、たしかに、基本的な分裂が存在します。しかし、それは核兵器禁止条約ができたから生じたのではなく、核兵器それ自体がもたらししているものです。

いま NPT（核不拡散条約）で核保有を認められている米、ロ、英、仏、中の5つの核兵器国は、国連安全保障理事会の常任理事国（P5）に重なります。こと核兵器の禁止に対しては、彼らはもろもろの対立を超え、核兵器を大事にする国として一致して核兵器禁止条約を批判、否定しようとしています。しかし、NPTが、その前文で、核戦争を回避することを目的としてうたっており、第6条で核兵器国に核軍縮義務を課している以上、核兵器禁止条約は、それを補完するものとみるべきです。国連の軍縮担当事務次長の中満泉さんも、繰り返し、そう強調しますし、もつと云えば、核兵器保有国が増えないようにするための NPT の方が、核兵器禁止条約という包括的な条約を実践的に

補うものだと位置づけることもできるでしょう。

じつは、かつて中国とフランスはNPTを推進した米英ソに反発し、NPTは世界を核保有国と非保有国に分断する露骨な不平等条約だと批判して、加盟しませんでした。インドも、同様の立場を貫いて今に至っています。中国にいたっては、米ソ両超大国による世界支配の道具だといってNPTを批判し、とくにソ連がアメリカ帝国主義と結託するのは「社会帝国主義」だと非難、中国はこれに対し第三世界の代表として立ち向かう、と高らかに主張していたのです。しかし冷戦も終わり、その中国も今や世界第2位のグローバル資本主義国となりました。今日、世界を滅ぼす破壊力を手にする核大国は、結束して他の国々を見下ろすようになっていきます。

核兵器禁止条約に対抗するP5は共同声明で、この条約がNPT体制を危うくすると批判していますが、NPTを取り崩しているのは一体どこの誰なのか、それはあなたたちでしょう、と声を大にして言いたいのです。5年ごとのNPT再検討会議では、合意文書が何度も採択されています。それを守っていないのは、核兵器国の方なのです。露骨にそれらの合意文書を無視して、例えば核兵器の安全保障上の役割を低減していくという約束に逆行するような核政策を打ち出しても、メディアがその点を鋭く突くことはありません。

およそ政治を観察、分析するときには、いったい自分が誰の立場からものを見ようとしているのかを、自問しながらおこなうことが求められます。概して学者・研究者は恵まれた地位にあり、権力に近いところにいますから、どうしても権力者の立場から考えるようになりがちです。そこを自戒しながら研究を進める必要があるわけです。

昨今の日本の国際政治学者を自称する人たちの多くは、世界を見るときに、どうしても欧米・先進国の目で、そして特にこれは戦後、一貫してそうですが、アメリカのワシントンの窓を通して、世界を見ることが習慣になっています。いまの日本のマスコミのメインストリームは、はっきり、そうだと思います。それを自覚しながら意識して距離を置こうとしている方たちもいますが、無自覚にそのような視点が身についてしまっている人が、とくに冷戦後は多くなっているように思います。平和研究は、問題発見の学だといわれますが、そ

れは自分自身も社会の一員として、その問題の一部をもともと構成している、という発見から始まるということを、学生諸君にはとくに知ってほしいです。

もう少し、平和研究の特徴を話しておきましょう。平和研究には二つの特徴があります。第一に、時代の先を見据え、そこから遡って考えて、私たちは今どのようにしたらいいかを考えようと心がける「未来志向性」、そして第二に、意識的に平和を追求する「価値志向性」、つまり自分がどのような価値にコミットしているのか、どのような価値体系の下で考えているかを自覚するのは当然として、意識的に「平和」という価値を選び取り、その上で、科学的・学問的な方法を使って、誰もが納得できるような知見をつくっていかうとする、この二つです。

後者の点について、もう少し述べると、平和研究者が一番上に置くのは、平和価値なのです。「誰もが平和を望んでいる」という言い方がありますが、そう枕詞のように言われたら、注意が必要です。実際にものごとを決める立場に置かれた人間、具体的な状況に置かれる人間は、必ずしもそうは考えないからです。なぜ人の世に戦争がなくならないのか、という大問題に対するシンプルな回答は、諸国には、戦争をしてでも手に入れたいものがあるからです。身近にある人間同士の争いを想像していただければわかるとおり、カネや名誉のために、人はいとも簡単に暴力を振るってしまうのです。

人には人を傷つける力があります。他者への暴力が集団内で讃えられるという文化も存在してきました。それを抑える努力を重ね、より暴力の少ない社会をつくってきたという歴史の上に、今日の文明があります。そこを大事に考えて、いまこそ平和価値を価値体系のいちばん上に置こうというのが、平和研究です。平和を尊ぶ思想は古今東西にあるわけですが、意識的に平和を追求しなくては、ほんとうに種としての人類が減びてしまうかもしれないという核時代の危機意識を初めの動機として、現代の平和研究がつくられてきたのです。

核兵器の登場以前から、とくに工業の発達を背景に戦争が急速に破壊の度合いを増した19世紀後半以降、戦争自体を問題にする流れは勢いを増しました。戦争は、もともと西洋の国際システムにビルトインされていて、戦争の準備を整え、ときに戦端をひらくことは、国家が国家であるための本質的な権利だと

されてきたのですが、20世紀に入って二つの世界大戦を経て、なんとかして戦争を抑制すべきだという認識が政治指導者たちにもひろがりました。ご存知のように国際連盟規約やパリ不戦条約、国際連合憲章といった、「戦争を違法化する」ための制度化の試みが続けられ、また別の角度から戦争を抑制する戦時国際法も、国際人道法へと発展をみせています。が、21世紀の現実を見てのとおりで、残念ながら、まだ人類は、戦争を完全に押さえ込むには至っていません。

そのようななかで、この1月22日に発効した核兵器禁止条約の意義はどこにあるのか。それは、法的に国家を縛る、リーガリー・バインディング (legally binding) という言い方をしますが、そのような規範が、ついに核兵器に対して成立したという点にあります。

社会においては法的な規範に従わなくてはならない、という基本的な考え方が共有されている西洋文明圏が世界に拡がって、今の国際社会も成立しているのですが、そこでは決まりごとが「条約」となっていることが、非常に大きな意味を持っています。現実には核戦争の危機が高じている昨今の状況からすれば、諸国に二度と核兵器を使わせない、核戦争を起させないために、一歩でも二歩でも前に進むことに意味があるわけですが、その歩みにおいて、この条約の成立は重要な一里塚です。

さらに日本に住む私たちにとって、核兵器禁止条約が発効をみたことの意義は、いま世界に現存する核兵器が、絶対に禁止されなくてはならない代物であるということ、そして急いで何とかしなくてはならない実際の脅威として私たちの頭上に覆いかぶさっていることを、再確認する契機となったことだと思います。核兵器が「今そこにある」現実的な脅威なのということから、普段の私たちは目をそらしがちだからです。

ここから、核兵器禁止条約自体についてお話ししていきたいと思いますが、はじめに日本語訳はまだ定訳がないため複数の日本語版があることを知っておいてください。国連の会議で成立したので、国連公用語で正文がつくられており、日本の外務省はホームページで「暫定的な仮訳」を公開していますが、ほかに東信堂『ベーシック条約集』、有斐閣『国際条約集』に掲載されているも

の、日本反核法律家協会によるものがあり、これらは、それぞれ言葉遣いが違ってきます。

より個人的な日本語訳としては、中国新聞社のヒロシマ平和メディアセンターというホームページ、これは核廃絶についての情報が豊かですから、学生の皆さんにもぜひ活用してほしいと思いますが、ここにも非常に読みやすい翻訳が載っています。また、朝日新聞の田井中雅人記者の『核に縛られる日本』という新書では、条文の意味するところを重視して田井中さんが独自に翻訳したものが掲載されています。関心のある人は、見比べてみるといいと思います。

法というものは権力者を縛る働きを持っており、その内容を誰もが知ることができるようになってるのが、現代の民主主義社会です。学生の皆さんは、ぜひ小六法や条約集を手元に置いて、ニュースに接したときに参照する癖をつけてください。

さて、核兵器禁止条約の中身ですが、その内容として、大きく4つのポイントがあります。

第1に、核兵器を全面的に禁止していることです。製造、保有、配備、それへの援助など、核兵器に関わるさまざまな活動の禁止を、第1条で規定しています。いわゆる「核の傘」に依存することも禁止内容に含まれます。理由は、核兵器はどのように使われても、「壊滅的な人道的帰結」をもたらすからです。そのことが条約の前文に述べられていますから、前文も大事です。

じつは核兵器を非人道的兵器だと規定し、その「使用」を禁止するだけでも、画期的な条約になったはずでした。戦争で核兵器を使ったことのある国はただ一つ、アメリカだけです。そしてただ一国、日本のみが、核攻撃を受けた経験のある国ですから、この両国の見解には、特別の意味があると言っていいでしょう。ところが、両国とも、「使用の禁止」さえ、是としていません。今後、ここを変えることが課題となるということは、わかっているだけだと思います。

かつて広島・長崎への原爆の使用に対して日本政府は、これは残虐な非人道的兵器による攻撃であって、国際法違反だと抗議する書簡を、アメリカに送り

ました。しかし、そのような兵器を使ってしまったアメリカが、敗戦国日本を占領・支配します。そして以降、日本政府は、核兵器について、じつに曖昧な態度を取るようになります。核兵器の非人道性、違法性を明言する国連総会決議が1961年に採択されたとき、いったん賛成投票したものの、その後すぐに態度を変えてしまいましたし、1990年代半ばに国際司法裁判所で核兵器使用の違法性が審理されたときも、これが被爆国なのかという発言を日本政府はしてきています。

国内の原水禁運動にもかかわらず、日本政府の態度が一貫してそうでしたから、国際会議の場では長らく、核兵器を使わせないための国際合意が法規範として成立することは、ありませんでした。これに大きな変化が訪れたのは、ほんのここ10年あまりのことです。くわしい説明は省きますが、2008年のアメリカ大統領選挙で、メインストリームの候補たちによって「核兵器のない世界」という目標が掲げられるという、それまで考えられなかったようなことが起きました。当選したオバマは翌年、プラハでそれを確認する演説をおこない、その年のノーベル平和賞を受賞しています。そして2010年、政治的中立の立場を注意深く守っている赤十字国際委員会総裁が、「核兵器の時代に終止符を」と題した声明を発表して、この年のNPT再検討会議は、核兵器の使用について初めて「(非)人道的」という言葉を明記した合意文書を採択します。国家間の外交のレベルで、核使用の違法化に向かう流れが、一気に勢いを増したのです。

これは画期的な変化だったのですが、日本では、原水禁運動をずっと担ってきた人たちの間でさえ、とくに当初は十分にその意味が把握されていないと私は感じてきました。それは、核兵器の非人道性が、多くの日本人にとって、あまりに当然のことととらえられてきたことの反映だったと思います。正直のところ私自身も、何をいまさら、というのが最初の反応でした。しかし先ほど述べたように、法的な規範を国際社会でつくることには、実質的な意味がありません。そして2017年に国連で採択された核兵器禁止条約は、単なる使用の禁止を超えて、核兵器に関わることを全面的に諸国に禁じる内容となりました。この第1条に書かれた新しい規範を私たちのものにして、次へと歩みを進めること

が、いま目の前の課題です。

2つ目に重要なのは、現在、世界に存在する核兵器を完全廃棄していく道筋についての規定です。NPTで核保有が認められている米国、ロシア、英国、フランス、中国の5つの核兵器国、さらに加えてインド、パキスタン、イスラエル、そして北朝鮮は、合わせて1万3000発もの核兵器を保有しており、これを廃棄させる必要があります。

こうした核保有国が条約に参加する手続きを、核兵器禁止条約では概略的に第4条で示しています。自国の核を完全廃棄してから入る場合と、入ってから廃棄していく場合の両方がありうるとし、核廃棄が実行されるのをどのように国際的に監視するかも、記されています。

第3に挙げなくてははいけないのが、被害者救済と環境修復について記された第6条です。前文でも言及されていますが、広島、長崎の被爆者だけでなく、ひろく核の被害者、いわゆるグローバルヒバクシャが、世界各地に存在します。諸国はこの人たちへの支援義務を負います。そして2000回に及ぶ核実験をはじめとする核兵器に関わる活動によって、取り返しがつかないほどに汚染された地球環境を、いったいどのように修復するかが大きな人類的課題ですが、そのことも核兵器禁止条約の第6条では、諸国の義務として位置づけています。

4つ目に見ておいていただきたいのは、第8条です。ここには条約発効後のプロセスが記されています。まずは1年以内に締約国会議が開かれることになっており、未加盟の国や国際組織、NGOも、オブザーバーとしてこの会議に参加できるとされています。

さて、このような核兵器禁止条約がSDGsとどのようにかかわるのかという点について、次に考えてみたいと思います。

国連がいま取り組んでいる「持続可能な開発目標 (SDGs)」の優れている点は、17の目標と169のターゲットという形で、誰が誰のために何をしていくのかという実践的な課題を示したこと、そしてそれについて国際社会が合意・共有するに至ったということです。多くの企業、学校、大学が(特に創価大学は非常に進んでいると思います)、SDGsを前面に出し、永田町やビジネス街でも、SDGsのバッジを付けている人を見かけるようになりました。どこまで

意識されているかはわかりませんが、社会がどちらの方向に進むべきなのか、その目標（多くの場合に具体的な数値も）を、社会が、世界が、共有するようになったのです。このことから、まず何がもたらされるかという、第一に、それに向かって行動する責任です。SDGsを掲げる以上、その目標達成のために行動する主体となることは、最初からはっきりしています。スローガンに表面的に賛成するだけでなく、自ずと実践につながっていくものとして、SDGsは、あるのです。

SDGsで第二に注目すべきは、諸目標と同時に掲げられた「誰ひとり、取り残さない」という原則です。これが意味するところも重要です。まず、今のままでは取り残される人たちがいる、あるいは、これまでは取り残された人たちがいた、と知ることを、この原則は求めています。その人たちを発見し、苦しみに寄り添い、共に生きる主体として認めなくてはなりません。なぜその人たちが視野に入ってきていなかったのか、という反省も、そこでは自ずと伴うはずです。これまで気づいていなかった問題をみつけたぞという意味で、これは平和研究の営みに通じるところのある原則なのです。

じつは核兵器禁止条約にも、この「隠れていた問題を可視化する」という指向性があります。現在、軍縮の領域で始まりかけていることは、軍事力・兵器によって傷つく人間の観点から軍縮を捉え直すという新しいアプローチ、いわゆる「人道的アプローチ (humanitarian approach)」の採用という、発想の転換です。これは90年代に対人地雷禁止のキャンペーンや国連の軍縮研究所が打ち出してきたもので、「人間の安全保障」という概念の普及とも関わって一つの流れとなり、この20年ほどに対人地雷禁止条約、クラスター爆弾禁止条約、武器貿易条約といった成果が、そこから生まれました。

このことがいかに大きな意味をはらんでいるかに注目すべきです。およそ軍縮が国際政治の領域で問題になり始めたのは、1899年のハーグ平和会議であるとされます。しかし、そこで軍縮問題が扱われたとき、諸国の基本的な発想は、いかに他国から国際政治の権力要素である軍事力を奪って弱体化させるか、いかに自国を優位に立たせるか、というものでした。軍縮の元の言葉 disarmament には、武装解除という訳がふさわしいような意味も込められ

ています。お互いそうした発想で交渉に臨んでいる以上、合意に至ることは難しく、実際ハーグでは、「軍縮は望ましいことだ」という原則の合意以上の具体的な取り決めは成立しなかったのです。

現代の核軍縮問題にも、そのような権力政治の道具という側面が、ぬぐいがたくあるわけです。非核国は、核兵器国が核をなくしてくれれば、自分たちにとっては、いいことだと考えます。そもそも軍事力の小さな国、まして日本のように戦争をしないと宣言しているような国は、国際政治で軍事力が果たす役割が減った方が、国益になります。まさに、そのような考え方とは異なった発想に立つのが、人道的アプローチです。国家間の権力政治の道具としてではなく、兵器によって殺傷される人間の側から、軍事、兵器の問題をみるのです。

この視点の違いは、じつは核兵器については早くから言われてきました。原爆と聞いて、投下後のB29から眺めたキノコ雲をイメージするのか、それともキノコ雲の下で起きていた地獄絵を脳裏に浮かべるのか、記憶されるのは原爆の兵器としての威力か、それとも繰り返してはならない人間的悲惨としてなのか、と様々に表現されています。この違いは、人間としての想像力の問題であると共に、いま核兵器にどのように向き合うのか、という態度の問題でもあるわけで、人道的アプローチは、後者の見方に立った取り組みだと言えます。

核兵器禁止条約は、その軍縮の新しい流れの上にできた条約です。前文に「被爆者」という言葉がそのまま表記されたということが、日本で話題になりましたが、「容認しがたい苦しみ」を受けた核の被害者として明記されているのは、広島・長崎の被爆者の方たちだけではありません。核実験の被害者も共に言及され、同じく前文では、先住民 (indigenous people) に偏った形で核の被害が及んできたことや、放射線の影響が女性・少女に対して大きいということも記されています。

まさに十分に光が当たってこなかったグローバルなヒバクシャの存在と被害を、国際条約が認めたということです。このような被害者への援助を適切に提供し、これらの人々が疎外されずに社会に受け入れられるようにすることを、先ほど述べましたように第6条が諸国に義務づけているのですが、じつは従来、核兵器を保有する諸国は、国内外のそうしたヒバクシャの存在を、概して隠蔽

し、周辺化しようとしてきました。案外この点が、核兵器保有国が核兵器禁止条約を嫌う要因として、大きいのかもかもしれません。

このように見てくれば、核兵器禁止条約は核兵器保有国が入っていないから無意味だ、という批判がいかにも的外れであるかが、おわかりになると思います。SDGsと同じように、核廃絶は、すべての諸国、すべての人々にとっての問題なのであり、核兵器禁止条約はそれをストレートに表現しているのです。そのことを強調して、プレゼンテーションをいったん終了させていただこうと思います。ご清聴ありがとうございました。

【核兵器禁止条約の法的規範としての意義などについての質問に答えて】

核兵器禁止条約により法的規範をつくることができた意義は、はじめの方に述べましたように、大きいと考えます。また、核兵器の禁止が「強行規範 *ius cogens*」と言えるかという趣旨のご質問だと思いますが、これについては、議論が必要だと思います。第一に、少数の国に世界を滅ぼしてしまうような力を与えることは、およそ許されるべきではないと考えられます。署名・批准をしていない国を縛るためには、誰もが認めるような慣習法となっていくことが一つの道筋なわけですが、戦後76年間、使われてきていない、ということによって、タブーとしての規範力が生じていると論じる研究者もいます。また、法規範とは違った次元になるかもしれませんが、より多くの人々が、核兵器に悪の烙印を押して（“stigmatize”して）、核兵器禁止を正しいこととして支持するようになれば、権力者を縛る上で意味があると思います。核兵器で武装した国の国民の間で、それが主流の考えとなって重きをなすには、まだ時間がかかると思われませんが、そうであればこそ、核兵器の非人道性と、それがいかに人類の種としての存続自体にとって脅威となっているかを知ってもらうよう、いろいろな機会をつかまえて、私たちが働きかけていかななくてはなりません。

現在、批准国の数は54カ国ですが、しかし、採択のとき賛成票を投じた国が122カ国に及んだということは、皆さんもご存知のとおりです。いま批准に進もうとしている国もあるようですから、さらに増えていくでしょう。ICANは

署名国、批准国を増やすべく、いっそう活動を続けています。

核兵器を保有する国の中でも動きが見られます。まず注目すべきは、アメリカです。先に述べたように、アメリカは原爆という非人道的な兵器を使った唯一の国で、使ったことは正しかったと、いまだに多数の人が信じています。核武装しているアメリカには、まずここを変えてもらわなくてはなりません。何か「正しい」理由があれば、また使うべきだ、ということになりかねないからです。最近の世論調査では若い世代の間で、原爆投下は間違いだったと考える人が多数派になってきているという、希望の持てる兆候がみられます。

去年はコロナ禍のせいでキャンセルとなり、おそらく今年も無理かもしれませんが、明治学院大学では、短期で訪れるアメリカの学生たちに広島を訪ねてもらおうというプログラムを、毎年春と秋の2回にわたって実施しています。被爆地で、日本の学生と一緒に学び、考えてもらうのです。人間を信じたいくなるのは、学生たちのほぼ全員が、「目を開かされた」「これはダメだ」という認識にいたってくれるからです。

このことは私の知る限り、中国や韓国など、日本に対して厳しい感情を持っている諸国から来る人たちも同じです。それには客人を迎える被爆地の方々の配慮も手伝っていると思われれます。かつて日本が侵略したアジア・太平洋地域からの訪問者に対しては特に気を配っていると、平和公園・資料館のピース・ガイドの人から伺いました。折りを見計らって、原爆投下は日本が起こした戦争のなかで起きたことであって、その戦争で日本の軍隊がお国の沢山の人に被害を与えたことを、一人の日本人として申し訳なく思っています、と頭を下げるのだそうです。そうすると人々の表情が柔らかくなり、このようなこと（原爆被害）がもう二度と誰の上にもあってはいけないという「ヒロシマの心」を、まっすぐ受け止めてもらえると感じるのだそうです。

私も、アメリカの学生たちを広島に連れていくとき、とくに注意を払います。アメリカの若い人たちは素直で、初めて知らされる原爆の惨状に驚き、重苦しい気持ちになってしまいます。日本の学生以上に国民としての意識が強く、自分の国がこのようなことをしたのかと、責任を感じてしまうようなのです。ここで日本人が彼らをとがめるような態度を示すと、責任を感じるだけに、防

衛的な心理が働いて、「仕方がなかった」「落とした結果、良かったこともある」「日本軍の残虐行為はどうか」と、原爆使用の正当化を始めてしまいます。この隘路に入り込まないように、学生同士の対話を導くのが、引率教員の役目です。

学生諸君も被爆地を訪れたら、様々な国の若者と対話してほしいです。日本は原爆をアメリカに落とさせてしまった国です。戦争当時の日本の状況からすれば、もし日本が先に原爆を持つにいたっていたなら、躊躇なく使ったに違いありません。「核兵器のない世界」を実現するためにこそ、戦争の時代を振り返ることが必要です。どうすれば戦争を完全に過去のものにできるか、まさに平和研究の課題を、学生たちは考えることになります。

もう一つの核兵器国、フランスでも変化の兆しが見られます。首都パリの市長はアンヌ・イダルゴさんという女性で、この先、大統領になられるかは分かりませんが、魅力的な政治家です。東京都知事選に去年、小池さんが再選されましたが、そのとき小池さんはパリのイダルゴさんの名前を、首都の女性市長ということで口にされました。しかし、小池さんとイダルゴさんの考えはかなり違っていています。核兵器禁止条約をイダルゴさんははっきりと支持しています。ICAN シティーズ・アピールという核兵器禁止条約に賛成する諸都市が賛同するアピールに、パリも入りましたが、東京にはその兆しはありません。

従来、フランスにとって、核兵器はナショナリズムとも結び付いた特別な意味を持つもので、核武装を支持する国民が圧倒的に多いとみられてきましたが、現在、それが変わりつつあるようです。ICAN のフランスのグループは活発に動いており、まだ新型コロナウイルスの蔓延が始まっていなかった去年の2月、若い人たちをパリに集めて会議を開きました。日本からも3人の大学生と私を含む数名の大人たちが参加しました。

パリに集まった若者の盛り上がりは、予想以上でした。一つの背景は、例のエクステンクシオン・リベリオン、XR です¹⁾。激化する一途の気候変動を食い止めるために、今の大人たちに真剣に取り組むよう訴えて運動している若者のグループが世界各地にあります。会議には彼ら彼女たちが来ていて、運動の効果的な進め方などについて情報交換をしていました。

核兵器は何を壊すかという、人間を含めた生態系、地球環境なのです。現在、ICANに集まってきている若い人たちの感じ方は、とてもXRと似ています。そこで大事だと思うのは、きちんとした科学者の知見を後ろ盾にしていることです。例えば、IPPNW（核戦争防止国際医師会議）の研究者によるシミュレーションでは、もし、インド、パキスタンの間で「限定的」にでも核兵器が使われたら、世界で10億人が亡くなるという結果になりました。米口の全面的な核の応酬がなくとも、核戦争が起こればそれほどの深刻な被害が世界中に及ぶのです。

私たちはミサイル時代の核戦争を経験していません。広島、長崎の原爆はスカイツリーより少し低いぐらいの高さの空中で炸裂し、地上の町を倒壊させて大火災を起こしました。巨大なキノコ雲がひろがって「黒い雨」が降り、放射能の被害が周辺地区にも広がったわけです。ところが、現在の核兵器は、ほとんどが地上で炸裂します。そうすると、土壌ごと地上のあらゆるものが大気中に巻き上げられ、大量の粉塵が世界を雲のように覆います。原発事故後の放射能の雲、「ブルーム」を連想してもいいでしょう。放射性フォールアウトが降り注ぎ、なにより日光が遮られ、世界の食糧生産が激減します。最新の研究では、飢えて亡くなる人の数は20億人に修正されています。

戦後しばらくたってから、「二度と飢えた子供の顔は見たくない」というスローガンを掲げて、焼け跡・闇市世代の作家が選挙に当選したことがありますが、飢えは、それを経験した人にとっては、本当に二度と体験したくないものだそうで、戦争体験者の圧倒的多数が戦後、非戦論者になった大きな理由の一つはこの飢えの経験だといわれます。それが核戦争で確実に起きると科学者が指摘しており、また偶発核戦争がいつ起きてもおかしくないともいわれている。ところが、そうした警告を大人たちは正面から受けとめることをせず、安穏と日常を過ごしている。グレタ・トゥーンベリさんのような危機意識を持つ方が「現実的」だと思いませんか。核抑止という観念をにかけて、今のままで大丈夫だと言っている方たちは、人々を誤った危険な安心感に導いていると言えるでしょう。

核の脅威を少しでも減らすために、私たちがすぐにできることは何でしょう

か。仲間を増やすことです。私の拙い話で、これはと思ったことがありましたら、自分でも調べて、納得したことを自分の言葉で、身近な人に話してみてください。とくに核兵器で武装している国の人たちに、それではいけないと、穏やかに伝えていきましょう。そして日本政府の姿勢を変えることは、私たち自身の責任です。そのための勉強の場として、今回のような連続講座が設けられることは、とても有意義だと思います。学び合う場があるのは、ほんとうに貴重なことです。平和問題研究所の玉井先生に、あらためて厚く御礼申し上げます。

注

- 1) 「XR (Extinction Rebellion = エクステインクション・リベリオン)」。イギリスで創設された環境保護団体。世界中の政府に対して、「気候と生態系の危機」を宣言させることなどを目的とする。ロンドン中心部で道路を占拠し交通をまひさせるなど、過激な活動で世界的に注目を集めた。